

第2回上田市図書館協議会次第

日 時 令和7年6月26日(木)午後6時30分

場 所 上田駅前ビルパレオ2階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1)第二次上田市図書館基本構想 取組状況のまとめについて

(2)第三次上田市図書館基本構想について

(3)その他

4 その他

5 閉 会

第二次構想の内容		取組状況のまとめ		
(1) 取組項目	(2) 取組内容	(3) これまでの事業の総括及び課題	評価	(4) 今後の方針
基本目標① 生涯学習の支援施設である図書館				
取組項目 1 課題解決のための 情報提供	・起業・就職などのビジネス情報、子育てや高齢者に関する情報など、関係団体と連携を図り、課題解決のための情報提供や図書館活用・情報検索講座などを開催し、必要な情報を得るための支援を行います。	各館で情報提供に努めた。 特に上田情報ライブラリーでは、暮らしとビジネス支援のコンセプトのもと、暮らしや事業に役立つ情報収集を提供する講座などを開催した。	○	引き続き、各種情報提供を行うとともに、各館の特色を活かした情報提供や支援を行う。
取組項目 2 利用者ニーズの把握と活用	・多様化する図書館ニーズを把握し、利用拡大に向けた効果的な運営ができるように、図書館を利用する幅広い世代を対象にしたアンケートを実施し、データを分析・検討したうえで今後の図書館運営に活かします。	利用者を対象とした定期的なアンケートは実施できていないが、R7策定予定の第三次上田市生涯学習基本構想に係る市民アンケートにおいて図書館利用状況についても調査した。	△	図書館ニーズを把握するための方法を検討していく。
取組項目 3 企画展示や講演会、 講座等の開催	・生涯を通じて豊かな生活を送ることができる社会の実現を目的として、情報提供としての講座等を引き続き企画・開催するとともに、展示内容や時期、方法の工夫をし、図書館を使いこなす方法など、図書館のさまざまな情報を発信していきます。	各図書館の特色をいかした展示や講座を開催したほか、全体事業として、上田市の図書館100周年記念事業や、4図書館の巡回開催による貴重資料紹介展を実施した。開催内容や回数については、利用状況に応じて適宜修正した。 また節目の年度を迎えた図書館では、それぞれ記念事業を実施し、図書館事業の周知に努めた。	○	引き続き、各館の特色を生かした展示や講座、4図書館が連携した講座等を開催していく。
取組項目 4 高齢者・障がい者 サービスの充実	・録音図書の作製や対面朗読の実施など、サービス内容の充実や相互貸借(※)の利用などにより利用者の要求に応じていきます。新たな高齢者・障がい者向けサービスの調査や図書館施設のバリアフリー化について、研究と検討を進めます。 ※相互貸借…県立図書館をはじめ、エコール外の図書館との本の貸借により、利用者にサービスを提供するもの	大活字本については上田、丸子、真田図書館で収集し、録音図書等については主に上田図書館で作成と貸出を行った。 上田図書館、上田情報ライブラリーに拡大読書器を設置した。 「デジとしよ」のアクセシブルライブラリーの利用促進は未実施。 施設のバリアフリー化については、特に、建設年度が古い上田図書館にはエレベーターがなく、2階読書室、会議室、参考資料室のバリアフリー化には課題がある。	△	引き続き資料の充実に努めるとともに、現在行っているサービスの展開や未実施のサービスについて研究する。 上田図書館のバリアフリー化については、上田図書館の改築の検討とともに進めていく。
取組項目 5 国際化に対応した サービスの提供	・外国語資料の利用状況や市内に在住するさまざまな外国籍の利用者ニーズに合わせ、計画的に資料を収集するとともに、案内パンフレット等の充実など積極的に情報を発信し、有効活用を図ります。	上田情報ライブラリーに外国語資料コーナーと日本語学習資料コーナー、上田図書館に外国語資料コーナーを設置し、資料を収集して提供。 そのほかの館でも外国語の絵本など所蔵している。案内パンフレット等の作成は未実施。	○	引き続き、各館の収集方針による収集を進めるとともに、利用促進のための広報を行う。
取組項目 6 子ども読書活動推進計画の更なる推進	・各関係機関、関係団体等と計画の進捗状況について情報交換を進めるとともに、関係する機関等との連携強化に努めていきます。子どもの読書環境の整備・充実を推進し、第二次上田市子ども読書活動推進計画に繋げていきます。	第二次子ども読書推進計画については、「本に親しみ自主的な読書活動を推進することで、子どもたちの豊かな心を育みます」を基本理念として、家庭・地域、図書館、学校、幼稚園・保育園・認定こども園、それぞれの分野での読書活動の推進を掲げた。 また計画期間を「令和3年度から概ね5年間」とした。	○	第二次計画の評価・検証を行い、それを踏まえて第三次計画を策定し、定期的に進捗状況を確認しながら実施していく。
取組項目 7 公共図書館と学校 図書館との連携	・公共図書館と学校図書館がそれぞれの蔵書構成の特性を理解し合うことで、それぞれの存在意義と蔵書のすみ分けを図るとともに、情報交換などを通してお互いのニーズの把握に努め、効果的なサービスを目指していきます。	小中学校は、定期的に学校図書室司書と情報交換を行い、また、子どもの読書支援のための研修会を実施した。高校は、学校図書室の現状把握と情報収集を行った。	○	情報交換や研修会等を継続し、学校図書館の現状や要望を把握し、それらを踏まえた連携を進めていく。
取組項目 8 図書館職員の資質 向上	図書館の専門性は、継続することでその力が発揮されます。そのためには、個々の職員の資質向上と組織としての専門性の継承が欠かせません。そこで専門性の高い職員の確保・内部研修・外部で実施される図書館実務研修といった個の資質を高めていくとともに、図書館を担う専門職員集団としての役割を理解し、組織として長期的視野をもった職員体制を整備することで専門性の維持・向上を目指します。	専門的な照会などに対応できる職員を育成するため、レファレンス研修に参加した。また著作物・著作権に対する意識する機会が非常に多くなっていることから、著作権研修に参加するとともに、受講職員だけでなく、職員全体への波及・周知に務めた。	○	継続的な研修実施、職員間の情報共有により、利用者のニーズに即した対応ができるよう、知識とスキルの向上を図る。

第二次構想の内容		取組状況のまとめ		
(1) 取組項目	(2) 取組内容	(3) これまでの事業の総括及び課題	評価	(4) 今後の方針
基本目標② 図書館の施設整備と機能強化				
取組項目 11・12 中央図書館機能と 地域図書館の役割 の検討	・上田図書館の役割や機能を検討したうえで、上田市の中央図書館として位置づけ、上田図書館の施設整備及び職員体制に反映させていきます。 ・市内の図書館を中央図書館と地域図書館に区分けし、特色ある資料の収集や役割分担の明確化により、より効果的・効率的に運営していきます。	定期的に会議を行うことで各館の役割や機能の確認はできたが、上田図書館を上田市の「中央館」としての位置付けはしていない。 全館共通の方針・基準を定めた上で、各館の特色・方針を整理して、方針に沿った資料の収集や、適切な管理保管に務めた。	△	上田図書館整備の中で、各館の役割や機能を検討していく。 引き続き、各種の基準、方針に基づき、各館において収集を進める。
取組項目 13 各図書館の在り方 の検討 上田図書館	・図書館は、現時点での利用者サービスだけでなく、情報を保存することで生きた歴史を伝え、未来の利用者の学びを助ける機能があります。上田図書館は、全国に誇れる貴重資料を所蔵しています。今後中央館としての機能を担う図書館として、開架部分のみならず、直接市民の目に触れない閉架書庫の充実を含めた施設全体の整備が必要です。	屋根、水回り、エアコン、電気系統など不具合が発生しており、その都度修繕を実施した。 しかし老朽化・狭陰化が顕著となり、改築の必要性が生じているため、先進地視察等を行い、新しい図書館の機能や設備の研究を進めている。 「上田市図書館施設整備計画(個別施設計画)」においては、「築後60年で建て替えとされる令和12年度を目途に改築を進める」としたが、具体的な検討は進んでいない。	△	上田図書館には市の中央図書館的な機能が期待され、単なる改築ではなく、市全体の図書館サービス向上につながる在り方が求められる。 また検討にあたっては、社会情勢の変化や財政状況を踏まえ、他施設との複合化・集約化なども視野に入れていく。
取組項目 13 各図書館の在り方 の検討 上田情報ライブラリー	・資料の収納スペースについて検討していきます。 ・利用者・地域に役立つ図書館として、職員の研修等を通じたレファレンスサービスの充実にも努めます。 ・引き続き基本コンセプトに基づいた図書館運営に努めます。 ・市民協働については、多くの団体の意見を取り入れ、広く効果的な連携を図りながら事業展開を行います。	開架書架は、定期的に利用の少ない資料を書庫に移動や除籍などを心がけ、利用しやすい書架になるよう努めた。しかし、現在は書庫の収納スペースが満杯であり、新たな収納場所の確保が難しいため、定期的な除籍作業が必要である。 直近2年間は館内研修としてレファレンス研修や情報検索研修など、所蔵資料やデータベース、インターネットを活用する演習を実施し、職員の資質の向上に繋がった。 NPO法人上田図書館倶楽部をはじめ、団体や企業、財団法人との共催事業を実施した。	○	今後も書庫への移動と、資料の除籍作業を定期的に行う。 レファレンス業務の参考になる研修会への積極的な参加と、館内研修の実施をしていく。 市民協働による事業実施を引き続き進めていく。
取組項目 13 各図書館の在り方 の検討 丸子図書館	・図書館の改築に合わせて図書資料のICタグ化(※)を行いました。関連システム機器の更新を計画的に進めます。 ・地域に役立つ図書館として図書館サービスの更なる向上を目指します。 ・移動図書館車のサービスの提供を今後も進めていきます。 ・寄贈された製糸産業時代の資料の整理や活用方法等について市民と協働連携も含め進めます。またボランティア団体の組織化を図っていきます。 (※)図書館の書籍にICチップを貼付し、自動貸出や、書籍の持ち出し管理を可能にすること	情報が古い資料や利用が少ない資料の調査を行い、配架場所変更等の検討をした。 蔵書数の増加に伴い、一部の書架はゆとりのない配架となっているため、書庫の整理を行い、収納スペースの拡張を図った。 研修会等に参加し、職員の資質向上に努めた。 利用者の多様化が進む中で、今後の図書館サービスについて検討する必要がある。 市民協働による運営を進めた。ボランティアの高齢化もあり、ボランティアの育成についても検討していく必要がある。	○	定期的にICタグ関連機器更新を進めるとともに、引き続き配架場所の検討をしていく。 また施設については、必要な修繕を行い、適切に管理していく。 地域図書館としての特色を活かすとともに、利用者サービスに繋がる研修会に積極的に参加し、館内での講習会等も実施していく。 サービス向上のためにも適切な人員配置を求めていく。 市民と歩む図書館として、地域やパートナー等との連携を更に強化していく。
取組項目 13 各図書館の在り方 の検討 真田図書館	・ICタグ関連システム機器導入から7年経過し、計画的更新を進めます。 ・来館者が利用しやすい配架を更に検討していきます。 ・ボランティア養成講座などの開催により、サポーターの会の会員増、組織の充実、活性化に協力します。また、協働で実施している真田塾、コンサート、図書館まつりなどの内容を充実させことを通じて、図書館の利用促進に努めます。	ICタグ関連システム機器導について、令和7年度中の更新を予定している。 「市民を支え、市民が支える図書館づくり」をコンセプトとする市図書館運営を「真田図書館サポートの会」と進めた。 令和6年度に上田市功労者表彰まちづくり表彰を真田図書館サポーターの会が受賞した。 ボランティアの高齢化もあり、ボランティアの育成についても検討実施していく必要がある。	○	定期的にICタグ関連機器更新を進めるとともに、引き続き資料の配架場所の検討をしていく。 また施設については、必要な修繕を行い、適切に管理していく。 正規職員・非正規職員ともに適正な人員配置を求めていくとともに、市民協働が継続できるように必要な支援を行っていく。
取組項目 13 各図書館の在り方 の検討 その他の施設	・特に、上田図書館創造館分室と武石公民館図書室が課題となっています。施設整備に当たっては、利用者の意見、要望等をお聞きしながら関係機関等と協議していきます。	創造館図書室は、創造館の管理団体である上田市地域振興事業団と連携し、運営を行った。また図書館職員についても人員を拡充して対応したが、不十分なため更なる増員を検討している。 武石公民館図書室は、武石地域自治センター竣工に伴い新装開館し、施設面での不備は解消された。	△	創造館図書室については、千曲川左岸地域の重要な拠点として、施設所有者である。上田地域広域連合と連携しながらサービス向上に努める。

第二次構想の内容		取組状況のまとめ		
(1) 取組項目	(2) 取組内容	(3) これまでの事業の総括及び課題	評価	(4) 今後の方針
基本目標③ 地域資料及び貴重資料の収集・整理・保存・情報提供ができる図書館				
取組項目 14 視聴覚資料サービスの充実	・地域の文化と歴史についての音源や映像の収集、図書館で実施した講座の映像を整理して提供します。同時に、社会の情報配信や視聴覚機器の動向に注目しつつ、これからの視聴覚資料サービスの方法について調査・研究を進めます。	音源や講座の映像は、著作権処理が困難なものがあり、所蔵資料として提供することはできなかった。	△	地域で作成された映像資料が提供された場合は収集、保存していく。 他の図書館、施設の取組について調査・研究をしていく。
取組項目 15 地域・行政資料の積極的な収集・保存と活用	・市民の財産である地域資料や行政資料を広く収集し、適切な保存をするとともに、修理・整理・データ登録を行い、誰もが活用できるようにします。	地域資料や行政資料の収集を行った。 不足していた行政資料は担当課に確認して収集に努めた。	◎	今後も資料収集方針に基づき収集・保管する。
取組項目 16 貴重資料の収集・整理・保存と活用	・市民の財産である貴重資料を広く収集するとともに、修理・整理・データ登録を行い、適切に保存します。資料については、館内閲覧または貸出可能な区別を的確に実施して、広く活用できるようにします。	寄贈された貴重資料について、職員が資料の内容や状態を確認して受入した。 課題として、貴重資料が適切な保管場所で保管されていない、保管場所が確保できないなどがあげられる。	◎	引き続き、貴重資料、地域資料の保存と活用を図るため、資料の整理に取り組む。 寄贈受入は、各館で相談・協力ができるようにしていく。
取組項目 17 デジタルアーカイブの推進	・貴重資料、地域資料、行政資料等の保存と利活用を図るため、デジタルアーカイブに取り組みます。また、さまざまな理由で図書館に来ることが困難な方や研究者等が容易に資料を利活用できるよう、デジタル化したデータをWEB上で公開するなど積極的な情報提供をします。更に、美術館、博物館などの施設の枠組みを超えた資料のデジタル化やネットワーク上での統合的提供の連携・協力も進めていきます。	上田市の他部署や外郭団体と連携し、上田図書館所蔵の貴重資料や、貴重資料紹介展図録のアーカイブ化を実施した。また、デジタル化した資料を国会図書館で公開できるように提供した。 課題として、「何を、いつ、どのように」デジタルアーカイブ化していくかの方針を定める必要がある。	○	アーカイブ化の手段や方針について検討していく。また既にデジタル化され公開されている資料について、周知していく。
基本目標④ 協働による地域とともにある図書館				
取組項目 18 市民協働の推進	・市民に広くボランティア活動の参加呼びかけやボランティア養成講座を実施し、市民と図書館との協働を進め、それぞれの役割分担を確認しながら図書館運営を進めます。また、公民館と連携しながら、主に役立つ資料・情報の提供を通して、市民主体の協働によるまちづくり活動を支援してまいります。	各館において、ボランティア団体等との連携を進めた。ボランティア団体の会員の固定化、高齢化が課題となっている。	◎	各館において、ボランティア団体等との連携を進めることができた。 ボランティアの特技や経験をさらに活かせるよう、ボランティアとのコミュニケーションを密にし長期的な関係を築くとともに、研修等を通じてレベルアップを支援し、効果的な連携を図る。
取組項目 19 高校・短大・大学や専門学校等との協働	・上田市と市内4大学間で各分野での相互協力及び地域と大学の発展と人材育成を目的に包括的な連携に関する協定が結ばれている中で、大学との協働による魅力ある図書館づくりに取り組みます。	各館の事業実施において、高校や大学との連携を図った。 市内各所で様々な連携事業が行われており、学校側の意向の確認が必要となっている。	○	定期的な意見交換を通じて、引き続き連携を進めていくと同時に、協働の方法について研究していく。

第二次構想の内容		取組状況のまとめ		
(1) 取組項目	(2) 取組内容	(3) これまでの事業の総括及び課題	評価	(4) 今後の方針
基本目標⑤ 積極的なサービスを提供する図書館				
取組項目 20 図書館利用者の拡大	・公共図書館の存在意義や利用方法などの情報を積極的に発信し、市民が気軽に利用でき、課題解決支援など役に立つ図書館を目指します。また、身近で図書館を利用できるサービスポイントの増設を検討するとともに、移動図書館車など既存の設備等の有効活用を図り、図書館事業の積極的な展開を図ります。	身近な場所で図書館サービスが受けられるように、武石公民館、塩田公民館、長野大学附属図書館等と連携し、本の予約や受取などを実施した。 交通手段の制約により図書館の利用が難しい方に向けて、2台の移動図書館車で、市内全体を巡回した。また2台ある移動図書館車のうち1台を更新し、サービスを継続した。 サービスポイントの増設は、場所・人員・予算・配送網など課題が多く、実施できていない。	○	当面は現行の体制で、引き続きサービス提供に努めるが、利用者拡大につながるサービスについて現状の分析と研究が必要である。
取組項目 21 図書資料の収集・保存と除籍	・一定の基準に基づき、専門職を中心に収集と保存を図ります。最適な蔵書構成を維持し、計画的な資料収集と保存を図るため、図書館共通の収集・除籍方針等を定めます。また、定期的に基準の見直しを図り、利用者ニーズや地域の特性、社会動向に敏感に読み取り、市やエコール全体での効率的な蔵書方法についても検討します。	全館共通の方針・基準を定めた上で、各館の特色・方針を整理して、方針に沿った資料の収集や、適切な管理保管に務めた。	○	引き続き、各種の基準、方針に基づき、各館において収集を進める。定期的な状況の確認、共有化、方針の見直しを行っていく。
取組項目 22 関係機関等との連携と情報提供	・各部局が発行する資料を網羅的に収集・保存するなど、行政情報の更なる充実に努めます。また、市役所の業務の参考となる資料情報などを積極的に発信します。更に、市役所内外の部局や機関・団体と連携した企画展示や講演会・講座等のイベントを継続実施し、情報交流や連携を深めることにより、広範囲な図書館サービスの展開に活かします。	各館において広報誌や行政計画等の蓄積、市役所の部局と連携したテーマコーナー展示などを実施した。行政資料が紙媒体で発行されなくなってきたこと、今後の状況把握が課題である。	○	企画展示などを引き続き実施する。行政資料の作成状況や公開状況を把握して、市民に必要な情報が届くように整理・発信する。
取組項目 23 積極的な情報発信	・図書館やエコールのホームページの掲載方法の工夫や、他のメディアの活用を検討するなど積極的に情報提供をしていきます。	エコール及び上田市ホームページ、上田市公式ライン、メール配信サービス等の配信のほか、ケーブルテレビや新聞等へ情報提供を行い、メディアを通じた発信を図った。	○	図書館の事業や業務を効果的に内外に発信する。
取組項目 24 レファレンスサービスの充実と利用促進	・信頼性が保証されている図書館でのレファレンスについて、積極的に情報発信していく必要があります。また、図書館システムの活用によるレファレンス事例の蓄積など機能の充実に図り、利用者の利便性向上に向けた取組が重要です。	レファレンス実習の受講により職員の資質向上に努めるとともに、レファレンス事例を蓄積し職員間の情報共有を図った。	○	紙資料と共にデジタル資料の活用ができるよう、職員の資質向上に向けて取り組む。また、図書館間で事例の共有を進めていく。
取組項目 25 データベースの利用促進	・図書館向けデータベース、また、国立国会図書館が保有するレファレンス事例などの情報が、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」検索できるような環境整備を目指します。	利用頻度や契約条件に応じてデータベースの入れ替えなど見直しを実施した。 また上田図書館、上田情報ライブラリーにおいて、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスを導入した。 データベース利用方法を熟知している職員が少なく、定期的な研修が必要である。	△	商用データベースは利用状況により、適宜、見直しを行う。 職員向け研修を行うとともに、利用者への周知を行う。
取組項目 26 全図書館のICタグ化	・上田図書館、上田情報ライブラリー、公民館図書室等について、順次ICタグ化を進め、自動貸出機、セキュリティゲートなどの周辺機器も整備し、利用者の利便性の向上と図書館運営の効率化を図ります。	上田図書館、上田情報ライブラリー、公民館図書室等のICタグ化は実現できていない。	×	上田図書館の改築時期に合わせ、ICタグ化を検討する。
取組項目 27 電子サービスの調査・研究	・タブレット端末、スマートフォンなど携帯端末の普及に伴い、公衆無線LAN導入や、それらを活用した図書館サービス提供の可能性について調査・研究を進めます。また、電子書籍市場が急速に拡大していく可能性も考えられ、電子書籍の課題や効果について研究を進め、その対応について検討していきます。	市町村と県による協働電子図書館(デジとしよ信州)に参加し、利用者登録により、個人のスマートフォンなどでも電子図書が読めるサービスを提供した。 全館に公衆無線LANを整備した。	◎	電子サービス全般について、情報収集を行い、研究を進める。 デジとしよ信州については、「読みたい本が少ない」などの課題があり、引き続き県や県内市町村と連携していく。

第三次上田市図書館基本構想のうち、基本理念、方針、取り組み項目（原案）

第3章 上田市が目指す図書館の基本理念

○基本理念（案）

みんなが利用しやすく、役にたち、楽しくて、上田らしい図書館を目ざして

○基本理念のキーワード

- | | |
|----------|--|
| 「利用しやすい」 | 貸出密度の低さ、利用登録者の伸び悩みといった課題への対応 |
| 「役にたつ」 | 二次構想でうたわれた「暮らしと学びに役立つ」を引き継ぐ |
| 「上田らしい」 | 上田という地域に根ざした図書館、上田市の図書館の歴史を引き継ぐ |
| 「楽しい」 | 図書館は、生涯学習、社会教育を目的とした施設である。学校教育の
学びとは異なる、幅広い学びの捉え方が求められる。
公共図書館は、持続可能なコミュニティのための基盤であり、また、
一人で気軽に利用できる施設である。
こうした図書館を実現していくため、図書館が「楽しい」、という価値
を大切にしていきたい。 |

第4章 基本理念に基づいた3つの方向性

- (1) 利用しやすい図書館
- (2) 役にたつ図書館
- (3) 上田らしい図書館

第5章 基本方針に基づいた具体的な取り組みと内容

【数字】は関連する2次構想の取組項目の番号、【新】は2次構想にはなかった項目

(1) 利用しやすい図書館

- ・ 図書館の利用方法を市民に周知（※利用者登録）、わかりやすい情報発信 【20・23】
- ・ サービス網の維持、発展（※施設数、サービスポイント、移動図書館、エコール、
宅配等のアウトリーチサービス） 【11・12・13】
- ・ 資料の収集・整理・保存を適切に実施（※テーマ別配架含む） 【21】
- ・ 資料の配架・提供・貸出を適切に実施（※企画展示含む） 【21・26】

- ・わかりやすい館内配置、館内サイン 【9・10】
- ・バリアフリーの施設、設備 【9・10】
- ・誰にとっても居心地のよい空間づくり（※ゾーニング、図書館内の音） 【9・10】
- ・災害や犯罪等のリスクに対応できる施設 【新】
- ・適切な開館時間と休館日の検討 【新】
- ・図書館の基本理念と運営方針、サービス目標の指標を定め、市民に公開し、市民の要望を把握しながら運営する（※図書館協議会） 【2】

(2) 役にたつ図書館

- ・気軽な相談、レファレンスサービス 【24】
- ・子ども向けサービス 【6】
- ・子育て支援サービス 【6】
- ・青少年サービス 【6】
- ・バリアフリーサービス（※図書館としての電子図書サービスを含む） 【4・27】
- ・多文化サービス 【5】
- ・課題解決支援サービス（ビジネス、福祉、医療、健康等） 【1】
- ・データベースサービス 【25】

(3) 上田らしい図書館

- ・地域の郷土資料の収集（寄贈）・整理・保存・活用 【15】
- ・地域の行政資料、地域の様々な情報の収集・整理・保存・活用 【14・15・22】
- ・上田の図書館が所蔵する貴重資料の保存と活用（※デジタルアーカイブ） 【16・17】
- ・地域の学校図書館との連携（小学校・中学校・高等学校・大学） 【6・7・19】
- ・地域の教育機関等との連携（幼稚園・保育園・専門学校） 【19】
- ・地域の行政等の公共機関や公的組織・相談機関・福祉施設等との連携 【22】
- ・市民協働の図書館運営（図書館サービスや事業・イベントの運営の協働） 【18】
- ・図書館の資料等の資源を活用した学習機会や文化イベントの提供 【3】

令和7年4月1日 施行 現在施行

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第八十六号)

Law RevisionID:325AC0000000118_20250401_505AC0000000086

昭和二十五年法律第百十八号

図書館法

目次

- 第一章 総則(第一条—第九条)
- 第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)
- 第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)
- 附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。))にあつては、当該特定地方公共団体の長が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館 (以下略)

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日

文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

2 図書館資料

- (一) 図書館資料の収集等
- (二) 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- (一) 貸出サービス等
- (二) 情報サービス
- (三) 地域の課題に対応したサービス
- (四) 利用者に対応したサービス
- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティア活動等の促進

4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修

二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究
- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

第三 私立図書館

一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
- 2 広報活動及び情報公開
- 3 開館日時
- 4 施設・設備

二 図書館資料

三 図書館サービス

四 職員

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）

は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスそ

の他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、二の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展

示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図

るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館 (以下略)

1954 採 択

1979 改 訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断的努力によって保持されなければならない。

2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確固し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、粉砕をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。

図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。
図書館は、正当な理由がない限り、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。
提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの

(3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。
図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第36条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

(1979.5.30 総会決議)

